# 入　札　説　明　書

長崎大学（文教町２）自家発電設備保全業務

（一般競争）

最低価格落札方式

平成３０年３月

国立大学法人　長崎大学

# 入　札　説　明　書

## １．競争入札に付する事項

⑴ 調達件名及び数量　　長崎大学（文教町２）自家発電設備保全業務　一式

⑵ 調達件名の内容等　　詳細は、別冊仕様書による

⑶ 履　行　期　間　　平成３０年５月１日～平成３１年３月２９日

⑷ 履　行　場　所　　別冊仕様書による

⑸ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、各入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

## ２．入札書の提出方法、提出期限及び提出場所

① 競争加入者本人又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、別冊の仕様書、契約書（案）、長崎大学契約基準を熟覧のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、本学施設企画課の担当者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙様式１の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「平成３０年４月１６日開札　長崎大学（文教町２）自家発電設備保全業務　一式　の入札書在中」と朱書しなければならない。

(ｱ) 調　達　件　名

(ｲ) 入　札　金　額

(ｳ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）

(ｴ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

③ 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「平成３０年４月１６日開札　長崎大学（文教町２）自家発電設備保全業務　一式　の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、入札執行日時までに必着しなければならない。

なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

## ３．入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの

② 調達件名及び入札金額のないもの

③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの

④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載

のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

⑤　調達件名に重大な誤りのあるもの

⑥　入札金額の記載が不明確なもの

⑦　入札金額の記載を訂正したもの

⑧　入札公告及び入札説明書において示した入札執行日時までに到達しなかったもの

⑨　入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑩　独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）

⑪　その他入札に関する条件に違反したもの

**４．代理人による入札**

①　代理人が入札する場合は、入札執行日時までに代理委任状を提出しなければならない。

②　競争加入者等は、本調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

**５．開札の日時及び場所**

平成３０年４月１６日（月）１１時００分

長崎大学事務局３階　施設部打ち合わせ室

**６．開　　札**

①　開札には、競争加入者等を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

②　開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、開札の際に、競争加入者等が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

**７．落札者の決定方法**（最低価格落札方式）

①　入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。

②　落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

③　落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

④　落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは本学に帰属するものとする。（長崎大学契約事務取扱規程第２９条第３項参照）

提出書類について（各１部）

提出期限　平成３０年４月５日（木）１２時００分

１．平成２９年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

２．契約書等

平成１４年度以降に非常用高圧ガスタービン又は非常用高圧ディーゼル発電設備の保全業務を元請けとして、業務を行った実績を証明できる書類。

３．営業所一覧等（九州地域において、本店（本社）、支店若しくはこれに準ずる営業所が所在することを確認ができる書類）

４．配置予定の業務責任者

①実務経験証明書等

自家発電設備の点検業務において、５年以上の実務経験を有していることが証明できる書類

②一般社団法人日本内燃力発電設備協会の自家発電設備専門技術者資格証の写し

③健康保険被保険者証の写し

配置予定の業務責任者が直接的かつ恒常的な雇用関係を有していることが確認できる書類

５．その他

入札書、委任状（代理人が入札する場合）及び免税証明書においては、入札執行日時までに提出するものとする。

※　上記提出資料のほか、必要に応じて補足資料の提出を求めることがある。

# 「入札書」及び「委任状」について

本学の入札で使用する「入札書」及び「委任状」は、契約締結の際の契約名義人により異なります。
下表を参考に、間違えないよう提出してください。

<table>
<tr><th rowspan="2">契約名義人の区分</th><th>第１回目入札</th><th colspan="2">開札日の立ち会い及び２回目以降の再度入札</th></tr>
<tr><th>入札書・委任状</th><th>区分</th><th>入札書・委任状</th></tr>
<tr><td rowspan="2">本学との契約締結を、競争加入者本人（「資格審査結果通知書」の名義人）が行う場合</td><td rowspan="2">入札書（Ａ）</td><td>競争加入者本人（１回目と同じ）が行う場合</td><td>入札書（Ａ）</td></tr>
<tr><td>競争加入者本人から委任された代理人が行う場合</td><td>入札書（Ｂ）<br>委任状（Ｂ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">本学との契約締結を、競争加入者本人から契約権限を委任された代理人が行う場合<br>〇〇支店長<br>△△営業所長<br>□□営業部長　等</td><td rowspan="2">入札書（Ｃ）<br>委任状（Ｃ）</td><td>契約権限を委任された代理人（１回目と同じ）が行う場合</td><td>入札書（Ｃ）</td></tr>
<tr><td>上記代理人から委任された代理人（復代理人）が行う場合</td><td>入札書（Ｃ）－２<br>委任状（Ｃ）－２</td></tr>
</table>

別紙様式１［Ａ］

# 入　　札　　書

調　達　件　名　　長崎大学（文教町２）自家発電設備保全業務　一式

入　札　金　額　　金　　円也

長崎大学契約基準を熟知し、入札説明書及び仕様書に従って上記の調達を実施するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

長　崎　大　学　　御　中

競争加入者

住　　所

名称又は商号

代表者氏名　　印

別紙様式１［Ｂ］

# 入　　札　　書

調　達　件　名　　長崎大学（文教町２）自家発電設備保全業務　一式

入　札　金　額　　金　　円也

長崎大学契約基準を熟知し、入札説明書及び仕様書に従って上記の調達を実施するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

長　崎　大　学　　御　中

競争加入者

住　　所

名称又は商号

代表者氏名

代　理　人

氏　　名　　印

別紙様式１［Ｃ］

# 入　　札　　書

調　達　件　名　　長崎大学（文教町２）自家発電設備保全業務　一式

入　札　金　額　　金　　円也

長崎大学契約基準を熟知し、入札説明書及び仕様書に従って上記の調達を実施するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

長　崎　大　学　　御　中

競争加入者

住　　所

名称又は商号

代表者氏名

代　理　人

名称又は商号

氏　　名　　印

別紙様式１［Ｃ］－２

# 入　　札　　書

調　達　件　名　　長崎大学（文教町２）自家発電設備保全業務　一式

入　札　金　額　　金　　円也

長崎大学契約基準を熟知し、入札説明書及び仕様書に従って上記の調達を実施するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

長　崎　大　学　　御　中

競争加入者

住　　所

名称又は商号

代表者氏名

復代理人

氏　　名　　印

［Ｂ］

# 委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

長　崎　大　学　　御　中

委 任 者　　住　　所

名称又は商号

代表者氏名　　印

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

平成３０年４月１６日長崎大学において行われる　長崎大学（文教町２）自家発電設備保全業務　一式　の入札及び見積りに関する件

受任者使用印鑑

［C］

# 委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

長　崎　大　学　　御　中

委 任 者　　住　　所

名称又は商号

代表者氏名　　印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受　　任　　者　　住　　所

名称又は商号

代表者氏名

委　任　事　項　　１．入札参加又は見積書の提出

２．契約の締結

３．代金の請求及び受領

４．前各号に伴う復代理人の選任及び解任

５．その他上記に付随する一切の件

委　任　期　間　　平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日

受任者使用印鑑

［Ｃ］－２

# 委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

長　崎　大　学　　御　中

委 任 者　　住　　所

名称又は商号

代表者氏名　　印

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

平成３０年４月１６日長崎大学において行われる　長崎大学（文教町２）自家発電設備保全業務　一式　の入札及び見積りに関する件

受任者使用印鑑

入札書記入例［A］（競争加入者本人による場合）

# 入　札　書

調　達　件　名　　○○○○○○○○○○○○○○○○○○　一式

入　札　金　額　　金　○○○，○○○円也

長崎大学契約基準を熟知し、入札説明書及び仕様書に従って上記の調達を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

長　崎　大　学　　御　中

競争加入者

住　所　　長崎市○○町○○番地

名称又は商号　　○○○○株式会社

代表者氏名　　代表取締役　長　崎　四　郎

入札書記入例［B］［C］（代理人による場合）

# 入　札　書

調達件名　　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○　一式

入　札　金　額　　金　○○○，○○○円也

長崎大学契約基準を熟知し、入札説明書及び仕様書に従って上記の調達を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

長　崎　大　学　　御　中

競争加入者

［B］の場合
住　所　長崎市○○町○○番地
名称又は商号　○○○○株式会社
代表者氏名　代表取締役　長 崎　四 郎

［C］の場合
住　所　福岡市○○町○○番地
名称又は商号　◎◎◎◎株式会社
代表者氏名　代表取締役　文 教　一 郎

代　理　人

［B］の場合
氏　名　長 崎　五 郎

［C］の場合
名称又は商号　◎◎◎◎株式会社　長崎支店
氏　名　支店長　坂 本　二 郎

入札書記入例［Ｃ］－２（復代理人による場合）

# 入　　札　　書

調達件名　　○○○○○○○○○○○○○○○○○　　一式

入　札　金　額　　金　○○○，○○○円也

長崎大学契約基準を熟知し、入札説明書及び仕様書に従って上記の調達を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

長　崎　大　学　　御　中

競争加入者

住　所　福岡市○○町○○番地

名称又は商号　◎◎◎◎株式会社

代表取締役　文 教　一 郎

復 代 理 人

氏　名　片 淵　太 郎

委任状記入例［Ｂ］

# 委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

長　崎　大　学　　御　中

委任者　　住　　所　　長崎市○○町○○番地

名称又は商号　　○○○○株式会社

代表者氏名　　代表取締役　長 崎　四 郎

私は、長 崎　五 郎 を代理人と定め、下記の一切の権限を

委任します。

記

平成　　年　　月　　日長崎大学において行われる○○○○○○○の

入札及び見積に関する件。

受任者使用印鑑

印

委任状記入例［C］

# 委　任　状

平成　　年　　月　　日

長　崎　大　学　御　中

委任者　住　所　福岡市○○町○○番地

名称又は商号　◎◎◎◎株式会社

代表者氏名　代表取締役　文 教　一 郎

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における
下記の一切の権限を委任します。

記

受任者　住　所　長崎市○○町○○番地
名称又は商号　◎◎◎◎株式会社長崎支店
氏　名　支店長　坂 本　二 郎

委任事項　１．入札参加又は見積書の提出
２．契約の締結
３．代金の請求及び受領
４．○○○○○○○○○○○○
５．○○○○○○○○○○○○
６．前各号に伴う復代理人の選任及び解任
７．その他上記に付随する一切の件

委任期間　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

受任者使用印鑑

会社印

支店長
等の職
印

※　既に長崎大学へ委任状を提出した場合は、当該年度に限り、その写しでも可。

委任状記入例［Ｃ］－２

# 委　任　状

平成　　年　　月　　日

長　崎　大　学　　御　中

委任者　　住　　所　　長崎市○○町○○番地

名称又は商号　　◎◎◎◎株式会社

代表者氏名　　支店長　坂 本　二 郎

私は、片 淵　太 郎 を◎◎◎◎株式会社代表取締役 文 教　一 郎 の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

平成　　年　　月　　日長崎大学において行われる○○○○○○○の入札及び見積に関する件。

受任者使用印鑑

印

# 証　　明　　書

当社は、消費税に係る免税事業者であることを証明します。

平成　　年　　月　　日

（会社の住所）

住　　所

社　　名

代表者名

※１（競争加入者本人と契約を締結する場合）

# 請　負　契　約　書（案１）

**請 負 件 名**　　**長崎大学（文教町２）自家発電設備保全業務　一式**
**請負代金額**　　**金 ○，○○○，○○○ 円也（うち消費税額及び地方消費税額 ○○○,○○○円）**

上記消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、請負代金額に１０８分の８を乗じて得た額である。

発注者　国立大学法人長崎大学長　河野　茂（以下「発注者」と言う。）と受注者　○○○○○○○○　○○○○○　○○○○（以下「受注者」という。）との間において上記の契約金額で次の条項により請負契約を結ぶものとする。

第１条　受注者は、別冊仕様書に基づき業務を実施するものとする。
第２条　受注者は、業務を実施するに当たり、信義誠実に業務を遂行しなければならない。
第３条　受注者は、この契約の履行について、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の履行に際し、止むを得ず業務委託を行う場合は、予め発注者の承諾を得るものとする。
第４条　契約期間は、平成３０年５月１日から平成３１年３月２９日までとする。
第５条　請負代金額は、半期ごとに支払うものとし、検査完了後、適正な請求書を受理した日の翌月末までに長崎大学財務部財務管理課より支払うものとする。
第６条　請負代金の請求書は、長崎大学施設部施設企画課へ送付するものとする。
第７条　業務完了後は､作業報告書を施設部施設管理課第一施設管理班に送付すべきものとする。
第８条　契約保証金は、免除する。
第９条　発注者は受注者が、正当な理由なくして当該契約条項に違反したときは、契約を解除することができる。
２　前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
３　第１項の規定により契約を解除した場合においても、業務に既済部分があるときは、発注者は、第５条の規定に準じ当該部分の契約金額相当額を支払うものとする。
第 10 条　天変地変等又は特別の理由により、業務を行わなかった時間については、減額して支払うものとする。
第 11 条　発注者は、受注者がこの契約に基づく職務の遂行に伴う傷害等については、一切責を負わないものとする。
第 12 条　発注者は、この契約を解除しようとするときは、書面をもって１５日前に通知しなければならない。ただし、第９条を除く。
第 13 条　受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
一　発注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りではない。
二　公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
三　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年

法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　受注者は、この契約に関して、第１項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第 14 条　この契約について、必要な細目は、長崎大学が定めた契約基準によるものとする。

第 15 条　この契約について、発注者・受注者間に疑義が生じたときは、双方協議によりこれを解決するものとする。

第 16 条　この契約に定めのない事項で、これを定める必要が生じた時は、発注者・受注者間で協議し定めるものとする。

第 17 条　業務に必要な施設は、発注者が提供するものとする。

第 18 条　この契約に関する訴えの管轄は、長崎大学所在地を管轄区域とする長崎地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため発注者・受注者は次に記名し印を押すものとする。
この契約書は２通作成し、双方各１通を所持するものとする。

平成３０年○○月○○日

発 注 者　　長崎市文教町１番１４号
国立大学法人長崎大学長
河　野　　茂

受 注 者　　○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○
○○○○○　　○○　○○　　印

※２（契約権限を委任された代理人と契約を締結する場合）

# 請　負　契　約　書（案２）

**請 負 件 名**　　**長崎大学（文教町２）自家発電設備保全業務　一式**
**請負代金額**　　**金 ○，○○○，○○○ 円也（うち消費税額及び地方消費税額 ○○○,○○○円）**

上記消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、請負代金額に１０８分の８を乗じて得た額である。

発注者　国立大学法人長崎大学長　河野　茂（以下「発注者」という。）と受注者　○○○○○○○○　○○○○○　○○○○　代理人　△△△△△△△△△△△△　△△△△　△△△　△△△△（以下「代理人」という。）との間において上記の契約金額で次の条項により請負契約を結ぶものとする。

（略）

平成３０年○○月○○日

発 注 者　　長崎市文教町１番１４号
国立大学法人長崎大学長
河　野　　茂

受 注 者　　○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○
○○○○○　○ ○　○ ○

代 理 人　　△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△△
△△△　△　△　　△　△　　印

# 長崎大学契約基準（役務請負）

この基準は、役務に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

（総則）

第１　発注者及び請負者は、契約書及びこの契約基準に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの契約基準並びに仕様書を内容とする役務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　請負者は、契約書記載の役務を契約書記載の履行期間内に履行し、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３　役務の実施方法等役務を履行するために必要な一切の手段については、契約書及びこの契約基準並びに仕様書に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。

４　請負者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者請負者間で用いる言語は、日本語とする。

７　契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者請負者間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

９　契約書及びこの契約基準並びに仕様書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、国立大学法人長崎大学所在地を管轄区域とする長崎地方裁判所において行うものとする。

（役務の履行の調整）

第２　発注者は、請負者の履行する役務及び発注者の発注に係る第三者の履行する役務が履行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その履行につき、調整を行うものとする。この場合においては、請負者は、発注者の調整に従い、第三者の行う役務の円滑な履行に協力しなければならない。

（経費内訳明細書等の提出）

第３　請負者は、この契約締結後１５日以内に経費内訳明細書及び役務履行計画書（以下「経費内訳明細書等」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が、請負者に経費内訳明細書等の提出を必要としない旨の通知をした場合は、この限りでない。

２　経費内訳明細書等は、発注者及び請負者を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等）

第４　請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（委任又は下請負の禁止）

第５　請負者は、役務の全部若しくはその一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（特許権等の使用）

第６　請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている役務の履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその役務の履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、発注者は、請負者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第７　発注者は、必要がある場合は、監督職員を置き、役務の履行場所へ派遣して役務の履行について監督をさせることができる。

２　発注者は、前項の監督職員を置いたときは、その氏名を請負者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

３　監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、仕様書に基づく立会い、又は役務の履行状況の検査（確認を含む。）の権限を有する。

４　発注者は、監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、請負者に通知しなければならない。

５　発注者が監督職員を置いたときは、契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

６　発注者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

（履行報告）

第８　請負者は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（貸与物品等の管理）

第９　発注者が請負者に貸与する物品（施設の貸与及び消耗品の支給を含む）等（以下「物品等」という。）の品名、数量等については仕様書に定めるところによる。

２　請負者は、役務等の実施に当たり、発注者から貸与された物品等について、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

３　請負者は、故意又は過失により発注者から貸与された物品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能になったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（仕様書の変更）

第１０　発注者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を請負者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（役務の中止）

第１１　発注者は、必要があると認めるときは、役務の中止内容を請負者に通知して、役務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

２　発注者は、前項の規定により役務の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は請負者が役務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第１２　履行期間の変更については、発注者請負者間において協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第１３　請負代金額の変更については、発注者請負者間において協議して定める。ただし、協議開始

の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　契約書及びこの契約基準の規定により、請負者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者請負者間において協議して定める。

**（一般的損害）**

第１４　役務の完了前に、当該役務により生じた損害については、請負者がその費用を負担する。ただし、その損害（火災保険等によりてん補された部分は除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

**（検査）**

第１５　請負者は、役務が完了したときは、その旨を原則として完了通知書等により発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１４日以内に請負者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、当該役務の履行を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。

３　請負者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示により、改めて仕様書により役務を履行して発注者の検査を受けなければならない。

**（個人情報の取扱い）**

第１６　請負者は、個人情報の取扱いに係る業務を受託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有することの確認のために発注者が講ずる必要な措置に対応するほか、次の各号を遵守するとともに、請負者における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で発注者の確認を受けなければならない。

一　発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

二　この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

三　個人情報の漏えい等が発生した場合は、被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等について調査し、直ちに発注者に報告しなければならない。

四　この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

２　請負者は、受託する個人情報の秘匿性等その内容に応じて、請負者における個人情報管理の状況について、発注者から年１回以上の定期的検査等による確認を受けるものとする。

３　請負者が第５により個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、請負者は、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じるほか、契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、再委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとし、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、請負者自ら又は発注者を通じて第２項の措置を実施しなければならない。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

一　個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

二　再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

三　個人情報の複製等の制限に関する事項

四　個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
五　委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
六　違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

**（特定個人情報の取扱い）**

第１７　請負者は、特定個人情報の取扱いに係る業務を受託する場合には、特定個人情報の適切な管理を行う能力を有することの確認のために発注者が講ずる必要な措置に対応するほか、次の各号を遵守するとともに、請負者における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、特定個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で発注者の確認を受けなければならない。

一　特定個人情報を秘密として保持し、第５により特定個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合を除き、第三者に提供、開示、漏えい等をしてはならない。

二　特定個人情報を、請負者の事業所内の管理区域又は取扱区域の外へ持出してはならない。

三　発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務によって知り得た特定個人情報を当該契約の目的以外に利用してはならない。また、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された特定個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

四　請負者が第５により特定個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、請負者は、特定個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じるほか、契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、再委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、特定個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとし、再委託される業務に係る特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、請負者自ら又は発注者を通じて第２項の措置を実施しなければならない。特定個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

イ　秘密保持義務に関する規定
ロ　事務所内からの特定個人情報の持出しの禁止
ハ　特定個人情報の目的外利用の禁止
ニ　再委託における条件
ホ　漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定
ヘ　委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する規定
ト　特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する規定
チ　従業者に対する監督及び教育に関する規定
リ　契約内容の遵守状況について報告を求める規定
ヌ　本学が委託先に対して実施調査を行うことができる規定

五　特定個人情報の漏えい、滅失、毀損（以下「漏えい等」という。）が発生した場合は、被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等について調査し、直ちに発注者に報告しなければならない。また、特定個人情報の漏えい等に関し、発注者に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、請負者は当該申立の調査解決等に協力するものとし、当該申立の内容が、請負者の責任範囲に属するときは、請負者は、発注者が当該申立を解決するのに要した一切の費用を負担する。なお、本号の定めは、本契約終了後も有効とする。

六　この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した特定個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返却又は廃棄するものとし、そのことを発注者に報告するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

七　発注者に委託された業務に従事する者を書面にて報告するものとし、従事する者に変更があった場合も同様とする。

八　発注者に委託された業務に従事する者に対して、必要かつ適切な監督を行い、この契約によ

る業務を行うために必要な教育を行わなければならない。

九　発注者が要求した場合は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

十　発注者が要求した場合は、請負者の施設への立ち入り、必要な書類の閲覧や複写、役員や従業員への事情聴取など、この契約による業務の処理状況等について、調査することができるものとする。なお、請負者は当該調査に協力しなければならない。

２　発注者は、請負者において特定個人情報の安全管理が適切に行われていることについて、１年に１回定期に又は随時に必要に応じてモニタリングを行うものとする。

**（請負代金の支払）**

第１８　請負者は、第１５第２項の検査に合格したときは、請負代金請求書により請負代金の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、原則として、受理した日の翌月末日までに請負代金を支払うものとする。ただし、契約の性質上翌月末日までに代価を支払うことが不適当と認められるときは、別に支払期間を約定することができる。

**（前金払）**

第１９　発注者は、経費の性質上又は業務上必要があるときは、別に定めるところにより前金払をすることができる。

**（履行遅滞の場合における損害金等）**

第２０　請負者の責に帰すべき事由により履行期間内に履行することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を請負者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、請負代金額から履行済部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額とする。

３　発注者の責に帰すべき事由により、第１８第２項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

**（契約保証金）**

第２１　請負者は、契約保証金を納付した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

２　請負者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、長崎大学に帰属するものとする。

**（発注者の解除権）**

第２２　発注者は、請負者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一　正当な理由なく、役務に着手すべき期日を過ぎても役務に着手しないとき。

二　その責に帰すべき事由により履行する見込みが明らかにないと認められるとき。

三　前二号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的をすることができないと認められるとき。

四　第２５第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

五　請負者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（請負者が個人である場合にはその者を、請負者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時役務請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　請負者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合においては、請負者は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　請負者は、この契約に違反したことにより発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

４　前二項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金又は賠償金に充当することができる。

第２３　発注者は、役務が履行するまでの間は、第２２第１項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、役務の履行済部分を検査の上、当該検査に合格した履行部分に相応する請負代金を請負者に支払わなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により契約を解除したことによって請負者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

**（談合等不正行為があった場合の解除）**

第２４　発注者は、請負者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一　請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対して、同法第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、請負者が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りではない。

二　公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三　請負者（請負者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　請負者がこの契約に関して前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、請負者は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
４　第２項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について請負者に対し損害を請求することを妨げるものではない。
５　請負者は、この契約に関して、第１項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。
６　第２２第４項の規定は、第２項の違約金の支払いについて準用する。

（請負者の解除権）
第２５　請負者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
一　発注者が契約に違反し、その違反により役務を履行することが不可能となったとき。
二　天災その他避けることの出来ない理由により、役務を履行することが不可能又は著しく困難となったとき。
２　第２３第２項及び第３項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（解除に伴う措置）
第２６　発注者は、契約が解除された場合においては、履行済部分を検査の上、当該検査に合格した部分の履行済部分に相応する請負代金を請負者に支払わなければならない。
２　請負者は、契約が解除された場合において、貸与物品等があるときは、当該貸与物品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与物品等が請負者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
３　前項前段に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第２２又は第２４の規定によるときは発注者が定め、第２３又は第２５の規定によるときは、請負者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が請負者の意見を聴いて定めるものとする。

（賠償金等の徴収）
第２７　請負者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年５％の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
２　前項の追徴をする場合には、発注者は、請負者から遅延日数につき年５％の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（補則）
第２８　この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者請負者間において協議して定める。

附　則
この基準は、平成１８年１月４日から実施する。
附　則
この基準は、平成１８年４月１日から実施する。
附　則
この基準は、平成１９年２月１５日から実施する。
附　則
この基準は、平成２０年４月１日から実施する。
附　則
この基準は、平成２１年４月１日から実施する。
附　則

この基準は、平成２２年１月１日から実施する。
附　則
この基準は、平成２２年４月１日から実施する。
附　則
この基準は、平成２３年４月１日から実施する。
附　則
この基準は、平成２４年４月１日から実施する。
附　則
この基準は、平成２５年４月１日から実施する。
附　則
この基準は、平成２６年４月１日から実施する。
附　則
この基準は、平成２７年４月１日から実施する。
附　則
この基準は、平成２７年６月２４日から実施する。
附　則
この基準は、平成２８年４月１日から実施する。
附　則
この基準は、平成２９年１１月２２日から実施する。